

きたしん「教育カードローン」

平成30年12月17日現在

商品名	きたしん「教育カードローン」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> • 当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤務に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただきます。 • お申込み時の年齢が満20歳以上の方 • 安定継続した収入がある方 パートタイマー・アルバイト・世帯収入のある主婦の方もお申しいただけます。 • 反社会的勢力に該当しない方 • 固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 • 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という。）の保証が得られる方 • 当金庫の地区外に転居する等、会員の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失されたときは、信用金庫法により新たな貸出（出金）は行えません。またその場合、原則として一括でご返済いただきます。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> • ご本人の子弟、孫、扶養親族の方にかかる下記の資金が対象になります。 <p>ア 就学する学校等への納付金 ※ 「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。</p> <p>イ 就学にかかる付帯費用 ※ 「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <p>ウ 教育関連資金借入の借換え資金 ※ アまたはイを用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたご本人名義のローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます。）</p> <p>【対象となる学校（教育施設）】 国内・海外を問わず、学校（教育施設）と呼ばれるものが対象となります。 例：大学院（法科大学院含む。）・大学・短大・専修学校・各種学校（予備校・専門学校を含む。）高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所など</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • ご本人確認資料 健康保険証及び運転免許証（未取得の場合はパスポートか写真付住基カード、個人番号カード、運転経歴証明書） • 所得証明書類 [申込金額が100万円を超える場合に必要です。] 給与所得者……………源泉徴収票（直近のもの）又は公的所得証明書 （勤続年数の関係で源泉徴収票を取得できない場合は、直近の給与明細） 法人代表者……………公的所得証明書 個人事業主……………受付印のある確定申告書控（写）又は公的所得証明書 年金受給者……………年金振込通知書・裁定通知書・改定通知書
ご融資極度額	<p>50万円以上 500万円以内（10万円単位） 但し、しんきん保証基金のご利用額は、他の信用金庫取扱分も含めて3,000万円以内となります。</p>

次ページへつづく

北おおさか信用金庫

きたしん「教育カードローン」

平成30年12月17日現在

<p>ご契約期間</p>	<p>5年以内（原則1年ごとに再審査のうえ自動更新）</p> <p>① 卒業予定月の3ヵ月後の月末まで</p> <p>② 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとなります。</p> <p>③ 子弟等の進学により（高等学校⇒大学等）修学期間が延長となり、契約者が引き続き教育カードローンの利用を希望される場合は契約期間を延長することができます。</p> <p>④ 当金庫または保証会社が更新不相当と認めた場合には、更新できない場合がございます。</p> <p>⑤ 卒業後は証書貸付に切替してご返済いただけます。・・・お借入期間は、6ヵ月以上10年以内</p>
<p>ご融資利率</p>	<p>・変動金利です。（信金中金短期プライムレート+1.625%）</p> <p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>・店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。</p> <p>・ご融資利率は金融情勢などに応じて変更されることがございます。</p> <p>・適用されるご融資利率は、お申込み時ではなく実際にお借入れいただく日の信金中金短期プライムレートに基づくご融資利率が適用されます。（場合によってはお申込み時の利率と異なる場合がございます。）</p> <p>・優遇金利制度</p> <p>① 当金庫で住宅ローン利用の方 ▲0.2%優遇</p> <p>② 給与振込を当金庫に指定の方 ▲0.2%優遇</p> <p>③ 「子育てがんばる定期積金」又は「受験がんばる定期積金」ご契約の方 ▲0.2%優遇</p> <p>上記2項目を満たしている方は▲0.4%優遇、また3項目を満たしている方は▲0.6%優遇となります。</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>（ア）元金返済据置（毎月、ご指定の返済口座から利息のみ自動引落させていただきます。）</p> <p>※保証期間中、元金を任意返済いただくことは可能です。</p> <p>（イ）任意返済</p> <p>任意の金額を店頭窓口及びA T Mで専用ローンカードを使用して貸越残高を限度とした随時返済ができます。（ただし、ご返済が遅滞している場合は任意返済ができません。）</p> <p>（ウ）契約満了時の返済</p> <p>・卒業予定月の3ヵ月後の月末までに「教育カード証貸」へ契約方法を切替えることでカードローンは完済となります。</p> <p>・一括返済も可</p>
<p>保証人・担保</p>	<p>・必要ございません。</p>
<p>ご利用場所</p>	<p>原則として、専用のローンカードで、当金庫の本支店・出張所のほか、全国の提携金融機関、郵便局等のA T Mでご利用いただけます。</p>
<p>保証料</p>	<p>保証料は金利に含まれています。</p>
<p>手数料</p>	<p>・当金庫以外のA T M等をご利用になられる場合には、別途ご利用金融機関所定のA T Mご利用手数料が必要となる場合がございます。</p> <p>・ご利用の時間帯によりましては、上記手数料のほか所定の時間外手数料が必要となります。</p>

次ページへつづく

北おおさか信用金庫

きたしん「教育カードローン」

平成30年12月17日現在

<p>印紙代</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利特約書には所定の印紙税が必要となります。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては審査をさせていただきます。結果によりましてはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

北おおさか信用金庫